

利用者負担金

利用者の方からいただく利用者負担金は次表の通りです。

(介護保険負担割合1割の場合をお示ししています。2割の場合は法定料金と加算分がそれぞれ倍額となります)

【料金表】

(例：介護保険負担割合1割の場合)

介護度	所得段階	居住費	食 事 費 用	介護保険負担金	合計金額 (1日)	合計金額 (30日)
要 介 護 1	第1段階	820	300	682	1,802	54,060
	第2段階	820	390	682	1,892	56,760
	第3段階①	1310	650	682	2,642	79,260
	第3段階②	1,310	1,360	682	3,352	100,560
	第4段階	2500	1600	682	4,782	143,460
要 介 護 2	第1段階	820	300	753	1,873	56,190
	第2段階	820	390	753	1,963	58,890
	第3段階①	1310	650	753	2,713	81,390
	第3段階②	1,310	1,360	753	3,423	102,690
	第4段階	2500	1600	753	4,853	145,590
要 介 護 3	第1段階	820	300	828	1,948	58,440
	第2段階	820	390	828	2,038	61,140
	第3段階①	1310	650	828	2,788	83,640
	第3段階②	1,310	1,360	828	3,498	104,940
	第4段階	2500	1600	828	4,928	147,840
要 介 護 4	第1段階	820	300	901	2,021	60,630
	第2段階	820	390	901	2,111	63,330
	第3段階①	1310	650	901	2,861	85,830
	第3段階②	1,310	1,360	901	3,571	107,130
	第4段階	2500	1600	901	5,001	150,030
要 介 護 5	第1段階	820	300	971	2,091	62,730
	第2段階	820	390	971	2,181	65,430
	第3段階①	1310	650	971	2,931	87,930
	第3段階②	1,310	1,360	971	3,641	109,230
	第4段階	2500	1600	971	5,071	152,130

◆利用者の状況により加算される料金等

(※印は医師、管理栄養士勤務配置等により変動が生ずる場合があります)

区分	1日の単位	
日常生活継続支援加算	46	
看護体制加算Ⅰイ	12	1日につき
看護体制加算Ⅱイ	23	1日につき
夜勤職員配置加算	46	1日につき
個別機能訓練加算	12	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1日につき (該当者のみ)
入院、外泊時費用	246	月に6日を限度

初期加算	30	入居後または30日以上入院後から30日限り、入院後の再入居も同様
※栄養マネジメント加算	14	1日につき
※経口維持加算Ⅰ	400	月1回（該当者のみ）
※経口維持加算Ⅱ	100	月1回（該当者のみ）
※口腔衛生管理体制加算（月1回）	30	月1回
※口腔衛生管理加算（月1回）	30	月1回
※療養食加算	18	1日につき（該当者のみ）
看取り介護加算（1）	144	死亡日以前4日以上30日以下
看取り介護加算（2）	680	死亡日以前2日または3日
看取り介護加算（3）	1280	死亡日
在宅復帰支援機能加算	10	1日につき（該当者のみ）
※認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	1日につき（該当者のみ）
※認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	1日につき（該当者のみ）
※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	1日につき
※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12	1日につき
※サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6	1日につき
※サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	1日につき

◆上記利用料については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

（2）高額介護サービス費の支給

1ヶ月の介護サービスの1割負担の合計額が所得に応じた下記上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻しされます。

所得区分	上限額（世帯合計）（「個人」とあるのは個人単位の上限額）
住民税世帯課税	44,400
住民税世帯非課税で、以下に該当しない方	24,600
住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下	（個人）15,000
住民税世帯非課税で、高齢福祉年金の受給者	（個人）15,000
生活保護の受給者	（個人）15,000

（3）以下の条件を全て満たす場合は、自己負担額がさらに減額される場合があります。

- ①年間収入が単身世帯で150万円（2人世帯の場合は200万円）以下。
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円（2人世帯の場合は450万円）以下。
- ③自宅以外に家屋等を所有していない。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていない。
- ⑤介護保険料を滞納していない。

◆居住費及び食費

1) 食事代 1日あたり1,600円

※食事代については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

2) 居住費 1日あたり2,500円

※居住費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。(日額)

段階	対象者	居 住 費	食費
第1段階	生活保護受給者	820	300
	住民税 老齢福祉年金受給者	820	300
第2段階	世帯非課税 合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下	820	390
第3段階①	合計所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下	1,310	650
第3段階②	合計所得金額と年金収入の合計が120万円超	1310	1,360

(4) 介護保険の給付の対象とならないサービス

個別サービス料金

サービス項目	サービス内容	料金
預り金等管理サービス (通帳)	通帳の出納管理・年金等の申請代行を行います。 (小口現金の出納管理料金を含む)	月 1500円
理美容サービス	カット	実費でご負担いただきます
余暇活動費	作業材料費・レクリエーション・講師謝礼・ 交通費・その他経費等	実費でご負担いただきます (月単位でご利用いただきます)
電気料金(1個につき)	テレビ・冷蔵庫など個別にお持込みされた 場合のみ	1日 50円
日常生活用品	歯ブラシ・歯磨き粉・スキンケア用品など	実費でご負担いただきます

※その他、個別で必要とする物(ただしオムツ類を除きます)につきましては、利用者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。また、個別でご希望されたサービスについては、その都度、実費をいただきます。

◆追加的費用

追加費用	サービス内容	料金
特別食	特別献立及び特別食材	実費をご負担いただきます

◆文書料

サービス項目	サービス内容	料金
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚10円